平成19年1月から

法令改正に伴い

10万円を超える
現金によるお振込みには
本人確認書類の提示が
必要です。

国際的な要請に基づくマネー・ローンダリング、テロ資金供与防止のための本人確認手続に関する法令の改正に伴うものです。

新たに本人確認が必要となるお取引

- 10万円を超える現金によるお振込み
- 10万円を超える現金による自己宛小切手の振出等
- 10万円を超える現金による公共料金等のお支払

など

お持ちいただく本人確認書類

個人の場合： 運転免許証、健康保険証、国民年金手帳、旅券（パスポート）、母子健康手帳、身体障害者手帳 など

法人の場合： 登記事項証明書 など

ご協力お願いいたします。

詳しいことは、窓口へお問い合わせください。

商工中金